

新幹線駅のデザインコンセプトを要望	2ページ
住宅用火災警報器設置補助について	3
高額医療・高額介護合算療養費制度について	5
大阪市とのスキー姉妹都市35周年	7
新型インフルエンザワクチン接種について	8～9
飯山市ごみ減量計画	10～11
今冬の除雪体制	12～13

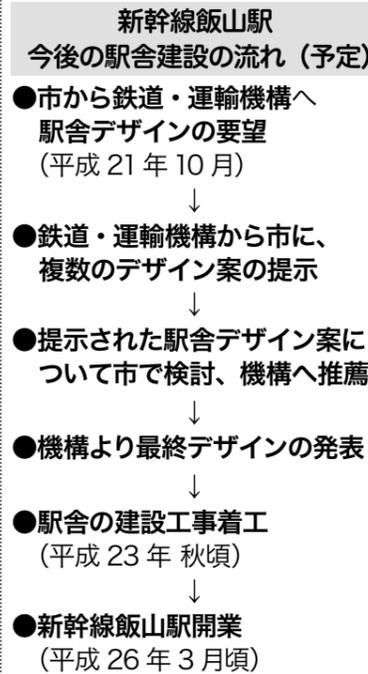
「豊かな自然の懐に抱かれたやすらぎの駅」を 新幹線飯山駅舎のデザインコンセプトを要望

10月7日、飯山市は長野県と合同で、北陸新幹線飯山駅の駅舎整備について、建設工事を行う独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を訪問し、デザインコンセプトを要望を行いました。

この日、一行は長野市の同機構鉄道建設本部北陸新幹線建設局（木村宏局長）



△木村局長（写真右）に要望書を手渡す石田市長。



を訪問。石田市長はこれまでの新幹線工事に対する感謝、新幹線に対する市民の期待の高まりを伝えたいうえで、「飯山駅舎のデザインコンセプトを『豊かな自然の懐に抱かれたやすらぎの駅』とした。このコンセプトが反映された故郷を愛する拠り所となる飯山らしい駅舎となるよう配慮いただ

きたい」と要望。これに対し木村局長からは「ぜひ地域の希望に沿う形で進めていきたい」との言葉がありました。また長野県からは、北信州の玄関口にふさわしい建築物となるよう景観に配慮すること、県産木材を可能な限り使用することなどが要望として伝えられました。

新幹線建設促進のための中央要望を実施

10月22日、北陸新幹線北信広域建設推進協議会（会長・石田飯山市長）と北陸新幹線飯山駅周辺まちづくり市民協議会（会長・渋川芳三飯山市区長協議会会長）は、北陸新幹線の平成26年度中の金沢駅までの開業と、大阪までの早期全線着工を求める中央要望活動を合同で開催しました。



△鉄道・運輸機構本社での要望活動の様子。

石田市長を団長とする総勢25名の一行は、最初に鉄道・運輸機構の本社（横浜市）を訪問し、建設促進に向けた要望活動と情報交換を行いました。特に石田市長から、「飯山らしい駅舎の実現」が強く要望されると、機構側から「地元の意向を取り入れた、よい駅舎になるようにしたい」との回答を得られました。

その後、東京・永田町の衆・参議員会館にて、県選出国会議員9名に要望書を提出。北陸新幹線建設促進に理解と協力を求めました。

北陸新幹線は、軌道敷や橋脚部分の建設が進むとともに、飯山駅高架橋工事も始まり、徐々にその全体像が見えてきました。

両協議会では、今後も北陸新幹線の建設促進に向けた活動に取り組むとともに、市民の皆さんへ情報発信をしていきます。

重度要介護者、重度障害者の安全確保のため 住宅用火災警報器設置補助を行います

消防法および岳北広域行政組合条例により、平成21年6月1日から全ての住宅について火災警報器設置が義務づけられました。

現在、市内家庭の設置割合は3割程度と低い状況です。その状況を踏まえて、

火災発生時には感知および避難が困難と思われる重度要介護者、または重度障害者（児）がいる住宅で、次に該当する世帯主等に、安全確保のため申請により火災警報器設置に対する補助

を行います。

対象となる方

左表のとおりです。

補助金額

◇重度要介護者

設置費用の2分の1以内とし、1世帯2000円が上限。

◇重度障害者

設置費用の10分の9以内とし、1世帯3600円が上限。

補助対象機器

いずれも日本消防検定協会に合格したもの（NS

マーク）の表示があるもので、煙感知式の警報器。また平成21年4月1日以降に購入・設置した火災警報器に限りです。

申請手続きの方法

◇重度要介護者

警報器購入後、認印、口座番号のわかるもの、火災警報器の領収書をお持ちのうえ、市役所保健福祉課障がい福祉係で申請をしてください。

◇重度障害者

事前申請が必要（※）となります。認印と見積書をお持ちのうえ、市役所保健福祉課障がい福祉係で申請をしてください。

※既に購入・設置された方は、見積書の代わりに領収書をお持ちのうえ、平成21年12月28日までに申請をしてください。

申請受付開始日
11月16日(月)

お問い合わせ・申請先
市役所保健福祉課

☎3311

◇重度要介護者

高齢者介護保険関係内線184、185

◇重度障害者

障がい福祉係 内線189

市長の 悠久のふるさとづくり ⑯

飯山市長 石田正人



関田山脈、高社山、毛無山と、四方の山々が赤や黄の美しい紅葉に彩られています。私も先日、車で山へ行ってみると「きれいだねえ」と時折足を止めながら信越トレイルを歩く多くの皆さんの姿を目にしました。また各家の庭先を見れば菊の花が咲く晩秋のこの時期、恒例の飯山えびす講が行われました。

子供の頃、「秋の収穫が終わったらえびす講に連れて行くからしっかり手伝ってくれよ」と言われ、えびす講を楽しみにしていたことを思い出します。長靴や冬物の下着を買ってもらったこと、こんなに大勢の人が住んでいるのかと驚くほど賑やかな飯山町……。人と人の間を縫うにも大変でしたが、えびす講に連れて行ってもらったことは本当に嬉しかったものです。えびす講で買ってもらった長靴も、兄弟がらうれば、自分のはいつ買ってもらおう順番が回ってくるかわからなかった時代。しかし、こんな暮らしが、家族愛を育て、飯山の人々の豊かな心を育んだのかも知れません。年に一度の大行事となるえびす講では、店に顔を出し「ばあちゃん、連者かえ」と会話を交わし、多少なりとも買い物をしてまた次の店へ行く人、収穫したばかりの小豆をぼた餅にして「食べておくれ」と店先に置いていくおばあちゃんなど、飯山の人々が町のあちこちで交流する光景が思い出されます。

こうした会話の中で、地域の信頼が生まれ、このつながりが地域を支えてきました。時代は変わりましたが、今でも、えびす講へ出かけてみればこうした会話を聞くことができます。昔も今も、えびす講は飯山市民の交流の場であることは変わりありません。こうした人と人のつながりも、私達が先人から引き継ぎ、また未来へつないでいかなければならない宝物なのではないでしょうか。

補助の対象となる方

●重度要介護者（下記①～④全てに該当の方）

- ①火災警報器を設置する時点において、市内の持ち家に在住している方
- ②介護保険法における要介護度が3以上の方
- ③設置場所は②の方の寝室または階段とする
- ④火災警報器設置日において世帯員全員が市民税非課税の世帯

●重度障害者（児）（下記①②いずれも該当の方）

- ①身体障害者手帳、療育手帳、または精神保健福祉手帳の所持者で、飯山市重度要介護高齢者および重度心身障害者（児）介護慰労金支給要綱の重度心身障害者（児）の方がいる世帯（対象となる障害は、おおむね寝たきり、または常時介護を必要とする程度）
 - ②市民税所得割（※）が46万円未満の世帯
- ※所得割額は18歳未満の障害児は世帯の合計、18歳以上で配偶者がいる方は本人と配偶者の合計、その他は本人のみの額となります。